

平成24年1月13日  
第2350号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 公の施設の指定管理者の指定（9・スポーツ振興課）……………1
- 生活保護法による介護機関の指定（10・福祉政策課）……………1
- 救急病院の認定（11・医務薬事課）……………2
- 公の施設の指定管理者の指定（12・自然保護課）……………2
- 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（13・水産漁港課）……………2
- 地域森林計画の変更（14～16・林業木材産業課）……………4
- 保安林の指定の予定（17・森林整備課）……………5
- 保安林予定森林の指定通知（18、19・森林整備課）……………6
- 公の施設の指定管理者の指定（20・下水道課）……………6
- 河川区域の変更による廃川敷地等（21・山本地域振興局建設部）……………7
- 建設業の許可の取り消し（22・秋田地域振興局総務企画部）……………7
- 河川区域の変更による廃川敷地等（23・仙北地域振興局建設部）……………8
- 道路区域の変更（24・平鹿地域振興局建設部）……………8
- 道路区域の変更及び供用開始（25・平鹿地域振興局建設部）……………8

### 公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）……………9
- 県営土地改良事業の換地処分（秋田地域振興局農林部）……………10

### 選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（1）……………10

## 告 示

### 秋田県告示第9号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県立総合射撃場の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 指定管理者の住所及び名称  
秋田市新屋町字砂奴寄4番6  
財団法人秋田県総合公社
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### 秋田県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ショートステイ大仙あんり	エフシー株式会社	大仙市戸地谷字大和田288番1	短期入所生活介護、介護予防短期	平成23年12月15日

			入所生活介護	
グループホームすずらん東成瀬	特定非営利活動法人エヌピーオー社会福祉事業振興会	雄勝郡東成瀬村田子内字上野76番3	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年12月15日
ケアプランセンター蒼きもり	株式会社蒼きもり	男鹿市船越字内子133-4	居宅介護支援事業	平成23年10月1日
たづさえの郷たまゆら	福祉新生活支援たづさえの郷株式会社	大仙市戸地谷字勤農地113番地3	通所介護、介護予防通所介護	平成23年10月15日
デイサービスやまぼうし	医療法人秋田愛心会	山本郡三種町浜田字上浜田1番地	通所介護、介護予防通所介護	平成23年12月15日
ヘルパーステーションやまぼうし	医療法人秋田愛心会	山本郡三種町浜田字上浜田1番地	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年12月15日
ショートステイはまなす温泉	有限会社レストラン二条	能代市落合字亀谷地1番地84	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年12月15日
ヘルパーステーションほぼろ	株式会社ほぼろコンサルティング	由利本荘市市川口字愛宕町104番1	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年12月15日

## 秋田県告示第11号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
藤原記念病院	潟上市天王字上江川47番地	平成26年10月2日

## 秋田県告示第12号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 指定管理者の住所及び名称  
仙北市田沢湖田沢字潟前78番地  
株式会社アロマ田沢湖
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 秋田県告示第13号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を平成23年12月28日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

(2) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等により詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県農林水産技術センター水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。また、平成24年のさんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

(1) 平成23年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成23年4月から平成24年3月まで 若干

イ まあじ

平成23年1月から12月まで 若干

ウ ずわいがに

平成23年7月から平成24年6月まで 27トン

(2) 平成24年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成24年4月から平成25年3月まで (注) トン

イ まあじ

平成24年1月から12月まで 若干

ウ ずわいがに

平成24年7月から平成25年6月まで (注) トン

(注) すけとうだら及びずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

## 3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) すけとうだら

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻

数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

## (2) まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

## (3) ずわいがに

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

## 4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成24年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成24年9月1日から 平成24年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第 二種共同漁業権水域を除く）	平成24年2月1日から 平成24年3月31日まで	3,099

## 5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成24年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成24年9月1日から 平成24年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第 二種共同漁業権水域を除く）	平成24年2月1日から 平成24年3月31日まで	3,099

## 6 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

## (1) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」及び「秋田県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）及びかれい固定式刺し網漁業（第二種共同漁業権水域を除く）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

## 7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

## 秋田県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、米代川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6

項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

#### 秋田県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、雄物川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

#### 秋田県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、子吉川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

#### 秋田県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所						全 面 積		保安林指定 面積実測又 は見込（ヘ クタール）	指定の 目的
番号	郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
1	男鹿市		脇本富永	梅ノ沢	99番	5,085	0.5085	0.5085	土砂の 流出 の防備
2	男鹿市		船川港椿	家ノ後	64番1	448	0.0448	0.0448	土砂の 崩壊 の防備
3	潟上市		飯田川 和田妹川	坂ノ下	37番	66	0.0066	0.0066	

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに関係市役所に備え置いて

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明 細書のと おり)	主伐として伐 採すること ができる立木	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
--	--	--

縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第18号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大仙市土川字瀬在郷沢20の1、20の2、20の3
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 秋田県告示第19号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
由利本荘市鳥海町上笹子字蒲沢12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字蒲沢12（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 秋田県告示第20号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 秋田県米代川流域下水道及び秋田県十和田湖公共下水道

- (1) 指定管理者の住所及び名称  
大館市字長木川南262番地2  
株式会社県北環境保全センター

- (2) 指定の期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

2 秋田県秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）

- (1) 指定管理者の住所及び名称  
秋田市山王二丁目2番4号  
東北環境管理株式会社

- (2) 指定の期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

3 秋田県秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）

- (1) 指定管理者の住所及び名称  
大仙市大曲花園町1番1号  
株式会社県南環境保全センター

- (2) 指定の期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 秋田県告示第21号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称 二級河川 鵜川川  
2 廃川敷地等が生じた年月日 平成24年1月13日  
3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
山本郡三種町志戸橋字塞ノ神62番2地先	土 地	132.03平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び山本地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4 その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

#### 秋田県告示第22号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成23年12月28日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社藤武  
秋田市将軍野堰越16番18号  
代表取締役 伊 藤 武  
秋田県知事許可（般-19）第40533号

## 3 処分の内容

とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

## 4 処分の原因となった事実

平成23年12月28日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 秋田県告示第23号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 河川の名称 一級河川 矢島川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成24年1月13日

## 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
仙北郡美郷町本堂城回字北館207番	土 地	434.00平方メートル
大仙市太田町三本扇字谷地中118番4	土 地	2.67平方メートル
大仙市太田町三本扇字谷地中119番4	土 地	0.29平方メートル
大仙市太田町三本扇字谷地中130番4	土 地	5.80平方メートル
大仙市太田町三本扇字谷地中143番4	土 地	5.98平方メートル
大仙市太田町三本扇字谷地中144番3	土 地	12.00平方メートル
大仙市太田町三本扇字杓子柳95番4	土 地	1.70平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

## 4 その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

## 秋田県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	野崎十文字線	横手市平鹿町浅舞字百合子谷地244番地先から210番地先まで	9.80~23.80	0.078
	新	野崎十文字線	〃	9.80~9.90	0.078

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年1月13日から同月26日まで

## 秋田県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域



道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	湯の又前 田線	横手市大森町八沢木字宮脇1番1地先から字繫 170番地先まで	11.00~17.00	0.107
	新	湯の又前 田線	〃	11.00~22.00	0.107

- 2 供用開始の期日 平成24年1月13日
- 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成24年1月13日から同月26日まで

## 公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)	
				入札保証金 (円)	
1	横手市増田町増田字石神89番1	宅地	1,178.86	10,600,000	
				1,060,000	
2	秋田市将軍野南三丁目60番8	宅地	203.72	9,432,000	
				944,000	
3	由利本荘市石脇字田尻野7番343	雑種地	3,276.48	39,973,000	
				3,998,000	

- 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1~3	ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による	平成24年1月13日（金）午後1時から同年2月2日（木）午後2時まで

- 3 入札執行の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1~3	公有財産売却システムによる	平成24年2月16日（木）午後1時から同月23日（木）午後1時まで

- 4 開札日時

番号	場 所	日 時
1~3	公有財産売却システムによる	平成24年2月23日（木）午後1時

- 5 入札の方法  
公有財産売却システムにより入札価格を登録する。  
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 6 現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
1～3	各物件所在地	随時

## 7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 日本語を完全に理解できる者。
- (3) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。
- (4) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。
- (5) 2により、あらかじめ一般競争入札への申込みをした者であること。

## 8 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

- (1) 仮申込み  
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。
- (2) 申込み手続き  
一般競争入札の参加申込み手続きは、(1)により参加の申込み手続きを完了した後、2で掲げた期日までに所定の申込書により秋田県出納局財産活用課に一般競争入札への参加を申込みものとする。  
なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

## 9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、1に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (3) 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

## 10 契約に関する事項

落札者は、平成24年2月28日(火)までに契約締結しなければならない。

## 11 売払代金の納入

契約を締結した者は、平成24年3月19日(月)までに当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

## 12 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。

## 13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

## 14 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

## 15 その他

詳細に関しては、秋田県出納局財産活用課(電話018-860-2736)に照会のこと。

平成24年1月5日県営土地改良事業(銅屋地区経営体育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 選挙管理委員会告示

## 秋選管告第1号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年一月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第1号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

医療法人仁恵会佐藤 病院	湯沢市薬岩町一丁目八番十号	を
医療法人仁恵会佐藤 病院	湯沢市字中屋敷七十五番地	に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号